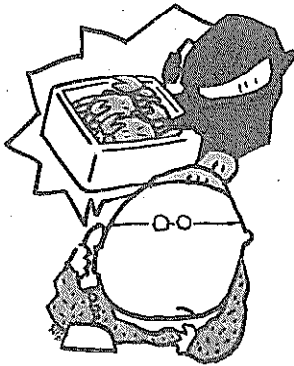


生活 パイロット

魚介類の電話勧誘販売をめぐるトラブルが多くなる季節です。注意してください。

【事例1】▼同居している高齢の義母が、2万円のエビやホタテを勧められて了承し、代金引換で商品が届いた。業者からの確認の電話で、次はカニの購入を了承してしまった。家族が業者に解約を求めたが、商品は送られ、仕方なく代金を支払った。その後、義母から「また電話があり、カニが届く。いらないのでやめたい」と相談された。業者に電話をしたが「〇日に注文を受けた。解約できない」と言っ。〇日は、義母は入院していたので注文はありえない。今回届く分は解約し、今後は勧誘をやめてほしい。



【アドバイス】契約者が入院中に注文を受けたと言っなど、業者に不審な点があります。アイネ

スであっせんした結果、解約となり、今後は勧誘をやめるとの了承を得ました。電話勧誘販売についてはクーリングオフができませんが、原則として、契約者が書面で申し出る必要があります。

【事例2】▼高

電話

0999消費生活相談
097・534・

（県消費生活・男女共同参画プラザ）アイネ
に遭った時や心配な時は、最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネに相談してください。

高齢者への勧誘が多く見受けられるので、家族や周囲の人が見守るよう

魚介類の電話勧誘販売

高齢者の見守り必要

齢の母がカニの購入を勧められ、曖昧な返事をしたようだ。送ってきた場合、断りたいがどのような対応をしたらよいか。

【アドバイス】受け取り拒否をしただけでは、再び商品が送られてくるでしょう。契約書が届いて8日以内であれば、クーリングオフができます。契約書は商品に同封されている場合や、事前に契約書面だけ届く場合があるので注意が必要です。

【トラブルに遭わないために】
電話勧誘販売は、不要ならきっぱりと断りましょう。クーリングオフについての確認も大切です。

高齢者への勧誘が多く見受けられるので、家族や周囲の人が見守るようになり、今後は勧誘をやめるとの了承を得ました。電話勧誘販売についてはクーリングオフができませんが、原則として、契約者が書面で申し出る必要があります。